

伊達川東地区協議会会則

(目的)

第1条 本会は、伊達市地域自治組織に関する要綱に基づき、伊達川東地区の住民相互の交流と親睦を図り、生活環境の保持・改善に努力し、防災・防犯の意識と文化・福祉の向上に努めるとともに公共施設等の管理運営を行い、伊達市と協働して豊かで住みやすい安全で安心な地域づくりに寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、伊達川東地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、伊達東地区交流館内（伊達市伏黒字一本石41-2）に置く。

(区域)

第4条 協議会の区域は、伊達市立伊達東小学校区内とする。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 地域の特性を生かし、交通安全、防犯及び防災、高齢者福祉等の地域住民の福祉、健幸都市の推進、生涯学習、環境、児童及び青少年の健全育成など地域の課題を解決するために行う事業

(2) 伊達東地区交流館の管理運営に関する事業

(3) その他、目的達成のために必要な事業

(構成)

第6条 協議会は、伊達川東地区に居住する住民及び各種団体等をもって構成する。

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 幹事 3名以内

(4) 事務局長 1名

(5) 会計 1名

(6) 監事 2名

2 役員は、第11条に定める代議員の中から選任し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

3 幹事は、協議会の運営を補佐する。

4 事務局長は、協議会の事務の統括及び各種事業の企画立案を行う。

5 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を処理する。

6 監事は、協議会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する
(役員等の任期)

第9条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選出された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。
(役員等の報酬金)

第10条 役員に対して、報酬金を支払うことができる。

2 報酬金の額は、別に定める。
(代議員)

第11条 代議員の定数は、50名以内とし、会長が委嘱する。

2 代議員は、町内会、各種団体から選出された者及び学識経験者とする。

3 代議員の構成は、次のとおりとする。

(1) 町内会から32名以内

(2) 各種団体から13名以内

(3) 学識経験者から5名以内

4 代議員は、総会において役員会が提案する議題を審議決定する。

5 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

6 補欠により選出した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 協議会は、顧問を必要に応じておくことができる。

2 顧問は、役員会において選出し、会長が委嘱する。

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、役員会及び専門部会とする。

(総会)

第14条 総会は、代議員をもって構成する最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。

4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。

5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

6 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(2) 会則の制定及び改正に関すること。

(3) 役員の承認に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数（表決委任者を含む。）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第16条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

2 役員会は、役員で構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。

3 役員会は、役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。

(専門部会)

第17条 専門部会は、総会で決定された方針に基づき事業を実施する。

2 専門部会は、協議会の構成員をもって構成する。

3 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。

5 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。

7 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第18条 協議会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

2 事務局員は、協議会の事務及び会計事務を処理する。

(会計)

第19条 協議会の運営等に係る経費は、交付金、補助金及びその他収入をもって

充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして執行することができるものとする。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び基金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第21条 協議会の事務所には、協議会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第22条 協議会が各種取組を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年3月24日から施行する。